

平成24年度 地方公共団体定員管理研究会について

1. 趣 旨

平成23年度地方公共団体定員管理研究会において、

- ① 指定都市・中核市・特例市の「定員モデル」を改定、
- ② 道府県及び指定都市の「参考指標による職員数等の現状・分析シート」を作成、公表したところである。

そこで、平成24年度地方公共団体定員管理研究会において、

- ① 「参考指標による職員数等の現状・分析シート」の更なる見直し、
- ② 一般市・町村における参考指標（定員モデル及び定員回帰指標）の充実及び定員管理情報の公表シート（同分析シート）の作成について検討することとする。

2 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体定員管理研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3 研究内容

研究会は、地方公共団体の定員管理に関する以下の項目について調査研究を行う。

- (1) 定員管理の参考指標や情報公開のあり方について
- (2) 地方公共団体の定員管理の取組等について
- (3) その他

4 研究会構成員

研究会構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

7 雑則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) このほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。